**覚　　書**

（以下「甲」という）と、株式会社JapanWork（以下「乙」という）とは、第1条にて定義する原契約について、乙の提供する外国人を対象とする人材紹介サービスである「JapanWork」（以下「本サービス」という）を一時停止するため、本覚書を締結する。なお、本覚書において特段の言及のない限り、本覚書において使用する用語の定義は、原契約に従うものとする。

第1条（原契約）

本覚書に言う原契約とは、甲乙間で　　年　　月　　日に締結された「JapanWork利用規約（企業向け）」（以下「原契約」という）に基づく申し込みを言う。

第2条（本サービスの一時停止等）

1．甲及び乙は、原契約に基づく権利行使について、2020年8月31日（以下「基準日」という）をもって、一時的に停止することに合意する。なお、甲は、原契約に基づく権利の行使を再開する場合には、再開の10営業日前までに、乙に対し書面又は電子的方法にてその旨通知するものとする。

2．甲及び乙は本サービスが再開された場合の有効期間は、原契約に基づく有効期間の残り月数及び日数分とすることに合意する。

3．前各項にかかわらず、基準日以前に本サービスを利用した求職者がいる場合は、乙は当該求職者への対応を継続して行うものとし、甲はこれに真摯に協力するよう努めるものとする。

第3条（その他）

甲及び乙は、本覚書に規定するものの他、原契約の内容に変更はないものとする。

以上の合意に成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印し各1通を保有する。

2020年　　8月　　31日

甲

　　　　　　　　　　　　　　　　乙　東京都新宿区新宿1-18-10 カテリーナ柳通りビル4F

株式会社JapanWork

代表取締役　鈴木　悠人